

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 15    | 健康増進関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、健康増進関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三朝町長

## 公表日

平成28年1月8日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 健康増進関係事務   |
| ②事務の概要                   | 健康増進法の規定に則り<br>成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 健診対象者ファイル<br>宛名情報ファイル    |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項、別表第一の第76項<br>並びに内閣府・総務省令第54条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 子育て健康課   |
| ②所属長                     | 子育て健康課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 三朝町(子育て健康課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 0858-43-3520   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年12月17日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人以上 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年12月17日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |